

令和6年度 所定疾患施設療養費Ⅱの算定状況

介護老人保健施設ハート五橋

厚生労働省の規定に基づき、所定疾患施設療養費Ⅱの算定状況について公表いたします。

令和6年度算定状況

診断名／月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	人数	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	治療日数	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0
尿路感染症	人数	3	3	1	2	4	2	2	8	3	1	1	3
	治療日数	20	19	6	11	23	12	5	49	13	7	5	22
带状疱疹	人数	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	治療日数	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
蜂窩織炎	人数	0	0	0	1	1	0	2	2	1	0	0	0
	治療日数	0	0	0	2	6	0	12	15	5	0	0	0

【算定条件】

1. 所定疾患施設療養費Ⅱは、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する10日を限度とし、月1回に限り算定するものであるので、1月に連続しない1日を10回算定することは認められないものであること。
2. 所定疾患施設療養費Ⅱと緊急時施設療養費は同時に算定することはできない。
3. 所定疾患施設療養費Ⅱの対象となる入所者の状態は次のとおりであること。
 - ◆肺炎
 - ◆尿路感染症
 - ◆带状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限り）
 - ◆蜂窩織炎
 - ◆慢性心不全の増悪
4. 肺炎及び尿路感染症については、検査を実施した場合のみ算定できるものであること。
5. 算定する場合にあっては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。なお、近隣の医療機関と連携した場合であっても、同様に、医療機関で行われた検査、処置等の実施内容について診療情報を受け、当該内容を診療録に記載しておくこと。
また、抗菌薬の使用に当たっては、薬剤耐性菌にも配慮するとともに、肺炎、尿路感染症及び带状疱疹の検査・診断・治療に関するガイドライン等を参考にすること。
6. 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。
7. 当該介護保健施設サービスを行う介護老人保健施設の医師が感染症対策に関する内容（肺炎、尿路感染症、带状疱疹及び蜂窩織炎に関する標準的な検査・診断・治療等及び抗菌薬等の適正使用、薬剤耐性菌）を含む研修を受講していること。ただし、感染症対策に関する十分な経験を有する医師については、感染症対策に関する研修を受講したものとみなす。